

平成20年2月29日
(変更) 平成24年3月27日

独立行政法人空港周辺整備機構 中期目標

国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）を踏まえ以下のとおり定める。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

整理合理化計画等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 組織運営の効率化

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、整理合理化計画を着実に実行すること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しに伴う将来の事業量の推移並びに平成22年度までに行うこととしている独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討結果を踏まえて所要の見直しを行うこと。

(2) 人材の活用

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の廃止

代替地造成事業は、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間をおいた上で平成21年度に廃止すること。

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%程度に相当する額を削減する。（平成20年度

中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。)

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%程度に相当する額を削減すること。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応すること。

① 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制を整備すること。

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて適切に対応すること。

(5) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

- ① 再開発整備事業については、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）で実施している事業にあつては、国が進める国有地の処分計画を踏まえ、平成22年度末までに廃止すること。
- ② 民家防音工事補助事業については、競争入札制度を導入することで、事業費の縮減を図りつつ、申請者に対するサービスレベルの維持に配慮すること。
また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえ、事業の抜本的見直しを図ること。
- ③ 移転補償事業については、事務処理の迅速化・効率化を図ること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて事業を実施すること。
- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて、機構においても事業計画の変更・修正等を行うこと。
- ⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

4. 財務内容の改善に関する事項

平成21年度までに欠損金の解消を図ること。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ① 整理合理化計画等で指摘されている給与水準に関する検証及び取組については速やかにかつ適切に対応すること。
- ② 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

- (2) 「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号)において、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務を平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継することとされたところであり、その適正かつ円滑な承継を図るため、機構は必要な措置を講ずること。